

福島市議会意見交換会実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、福島市議会基本条例（平成26年条例第〇号）第17条第2項の規定に基づき実施する市民との意見交換及び意見聴取の場（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（意見交換会の開催）

第2条 意見交換会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）が必要に応じて、議案審査並びに所管事務調査事項及び特別委員会調査事項に関する具体的課題について、市民から意見を聴取するために開催するものとする。

2 委員長は、意見交換会を実施しようとする場合、その日時、場所、目的等を委員会で決定のうえ、あらかじめ別記様式による市民との意見交換会承認要求書を議長に提出し了承を得るものとする。

（意見交換会の運営及び役割）

第3条 意見交換会の運営は、委員会が行うものとする。

（委員の派遣）

第4条 委員会が、議会基本条例第11条第5項の規定により、意見交換会を議事堂以外の場所において開催する場合には、福島市議会会議規則（昭和43年議会規則第1号）第99条の規定により委員の派遣の手続きをとるものとする。

（意見交換会の開催の告知）

第5条 意見交換会の実施については、広く市民等の参加者を募集するため、福島市議会ホームページ等により周知するものとする。

（意見交換会の結果等の報告）

第6条 意見交換会の結果については、委員会の議案の審査結果又は調査結果を報告する委員長報告に含めて本会議で報告するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会改革検討会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。